

医療安全対策に関する取り組みについて

- ・当院は、医療安全対策に係る適切な研修を修了した専従の医師、看護師、薬剤師を、医療安全管理者として配置しています。

(医療安全管理者の行う業務)

- 1 安全管理部門の業務に関する企画立案及び評価を行います。
- 2 定期的に院内を巡回し各部門における医療安全対策の実施状況を把握・分析し、医療安全確保のために必要な業務改善等の具体的な対策を推進します。
- 3 各部門における医療事故防止担当者への支援を行います。
- 4 医療安全対策の体制確保のための各部門との調整を行います。
- 5 医療安全対策に係る体制を確保するための職員研修を企画・実施します。
- 6 相談窓口等の担当者と密接な連携を図り、医療安全対策に係る患者・家族の相談に適切に応じる体制を支援します。

- ・医療安全管理者が、安全管理のための委員会(以下「医療安全管理対策委員会」という)と連携し、より実効性のある医療安全対策を実施できる体制が整備しています。

- ・医療に係る安全管理を行う部門(以下「医療安全管理部門」という)を設置しています。

- ・医療安全管理部門の業務指針及び医療安全管理者の具体的な業務内容を整備しています。

- ・医療安全管理部門に診療部門、薬剤部門、看護部門、事務部門等の全ての部門の専任の職員が配置されています。

(医療安全管理部門が行う業務)

- 1 各部門における医療安全対策の実施状況に基づき、医療安全確保のための業務改善計画書を作成し、それに基づく医療安全対策の実施状況及び評価結果を記録します。
- 2 医療安全管理対策委員会との連携状況、院内研修の実績、患者等の相談件数及び相談内容、相談後の取り扱い、その他の医療安全管理者の活動実績を記録しています。
- 3 医療安全対策に係る取り組みの評価等を行うカンファレンスが週1回程度開催されており、医療安全管理対策委員会の構成員及び必要に応じて各部門の医療安全管理の担当者等が参加します。

- ・患者さんやご家族から、医療安全に関する相談及び支援の要望があった場合は、医療安全管理者が直接対応する体制を整えています。また、その旨を院内の見やすい場所に掲示しています。